

核抑止戦略を支えるもの

松 元 寛*

広島大学文学部

What was and is behind the Atomic Bomb

Hiroshi MATSUMOTO **

Faculty of Literature, Hiroshima University

Summary

I think that whether we can abolish the nuclear weapon or not is not merely the problem of political strategy but rather that of human thought. In this essay I would like to make clear what was and is behind the Atomic Bomb or the nuclear weapon, and by so doing consider what is to be done now and in the future.

* 広島大学平和科学研究センター兼任研究員

** Research Associate, Institute for Peace Science, Hiroshima University

ここで私が論じようとしていることは、素人の床屋政談、文学者の青臭い政治論議に過ぎないかもしれません。余りにも文学的な、現実政治に対する認識の全く欠如した、どうしようもない観念論なのかもしれません。しかし、事実これまで、文学という絵空事世界だけを相手にしてきた私には、現実政治の世界は、文学作品に描かれている世界よりも更に絵空事的な世界であるように思われてなりません。その絵空事を、絵空事ではなく現実だと思っているだけ、それだけが悪いようにさえ思われるのですが、果たしてそれは、私の幼稚過ぎる錯覚に過ぎないのでしょうか。

1

現在、この地球上に平和を実現、或いは確保する方法をめぐって、次のような二つの考え方が対立していると言ってよいであろう。即ち、核兵器保有諸国を中心とした、核兵器の抑止力によって平和を守ろうとする考え方と、原水爆禁止、反核を掲げた平和運動において主張されている、核兵器を廃絶することによって恒久的平和を実現しようとする考え方であるが、ここでは簡単に、前者を核抑止力論、後者を核廃絶論と呼んで、両者の関係を考えるところから問題の所在を探ってゆくことにしたい。

まず抽象的レベルで考えた時に、核抑止力論は、旧来の、軍事力による戦争抑止論が持っていた、戦争の道具以外の何物でもないものによって戦争を防ぐという自己矛盾を引き継ぎ、それを更に拡大して、人類を絶滅させかねない破壊力を持った核兵器によって人類の絶滅を防ぐという、誰が考えても自家撞着と認めざるをえない非論理を、最初からはらんており、その点で、人類絶滅の可能性を持つ核兵器を地球上からなくして真の平和を実現しようという核廃絶論の論理的一貫性に、説得力において劣っていると言わなければならない。しかし現実には、その説得力において劣っているはずの核抑止力論の方が優勢で、第二次大戦後四十年間、局地戦争はあっても全面戦争に至らず、曲がりなりにも平和が保たれてきたのは、核の戦争抑止力による以外ではないと、核抑止力論者たちは豪語してはばかりない。

たしかに、核廃絶論も、戦後間もなくから原水爆禁止運動として根気強く押し進められて、その支持勢力は（最近やや停滞しているかに見えるが）徐々に拡大し、無視できぬ力となって、何度かあった核戦争の危機に際して、核保有大国の

指導者に核のボタンを押すのをためらわせることによって、全面戦争を防ぐのに力があったことは否定できないであろう。しかし、それはせいぜい核抑止力論者の独善的暴走を引きとめるチェック機能を果たし、いわば世界政治における万年野党的批判勢力の役割をつとめてきたというにとどまり、戦後四十年間一度としてこの考え方方が世界政治の主導力となったことはなかった。事実、核廃絶論の側からの痛烈な批判にもかかわらず、核兵器は廃絶の方向に向かうどころか、その装備は拡大の一途を辿って、しばしば言われるよう、今や人類を何回かみな殺しにすることができるほどの量が蓄積されることになって¹⁾いるのであって、全体の趨勢から言うならば、核抑止力論の優勢と、核廃絶論の劣勢は、むしろ戦後年を追って甚だしくなってきているとすら言ってよいように私には思われる。

もっともここ数年、例えば、ニュー・ジーランド政府が政策として反核の方針を取り、アメリカに対して核兵器搭載可能な艦船の寄港を拒否し、また西ヨーロッパ各地に、草の根反核運動（アメリカの戦術核兵器やソ連のSS 20の配備に反対する市民たちの運動）が起こるというようなことがあり、それらは、核廃絶論の展開に新しい可能性を暗示しているかに見えなくはない。しかしその場合にも、前者は米ソ二核大国の対立状況において、中心から最も遠いところといわば特殊な条件下で起った問題にとどまり、後者は、いずれの国においても、政府レベルではまだまだ取り上げられるような情勢ではないのであって、世界政治の主流は、依然として、核抑止論の延長線上にあるアメリカのSDI（戦略防衛構想）とソ連の核軍縮提案（これも後で述べるように、むしろ核戦力の対等化の要求であって、厳密な意味での核廃絶論ではない）とのせめぎあいとして、核抑止力論主導のもとに流動することをやめてはいない。

しかも最近の西側諸国、特に先進諸国における保守化傾向のなかで、核抑止力論は、政府レベルの政策推進者たちばかりでなく、一層広範な国民多数に支持、もしくは容認されるようになりつつあるようで、アメリカにおけるレーガン大統領の核政策における対ソ強硬姿勢への支持（SDIについてはまだあいまいなところがあるが）や、それに追随する日本における中曾根人気（日本の各種世論調査において、日米安保条約支持——ということはアメリカの核の傘の容認——という意見が50パーセント以上に上っていることに注意）にその傾向がはっきりと

うかがわれる。

一方、ソ連を中心とする社会主义圏における状況は明確には分からぬが、基本的にはそこに、日本と同じ構造があると言つてよいように私には思われる。つまり、政策推進者レベルでは、核開発においてアメリカよりも後発であったことをむしろ最大限に利用して、自らの核が防衛的なものであることを強調し（事実、当初においてはそうであったと言つてよい）、そのことによって核廃絶要求が自らに向けられることを回避しながら、それを巧みにアメリカの核に振り向けて、アメリカに対して核軍縮を強力に主張するという政策を取つておる、外見的には核廃絶論の方に比重をかける姿勢を取つているように見えるが、実質的には、相手方の核を縮小して抑止力の均衡を作り出し、それで戦争を防止しようとしているという意味で、やはり核抑止力論に立つてゐると言つべきであろう。またその国民レベルにおける考え方は、情報が少なくて一層分かりにくいか、昨年（1986年）十月九日付けのソビエツカヤ・ロシヤ紙の報道したソ連の世論調査によると（ソ連ではその結果が公表されることは極めて珍しいことであるが）「人類は核戦争を防げるか」という問いに「ダー（はい）」と答えたものが93パーセントにのぼつたのに対して、「今世紀中に核兵器をなくすことができるか」という問いに「ダー」が56パーセント、「ニエット（いいえ）」が44パーセント、と意見が割れているということで（昭和六十一年十月一日付け中国新聞朝刊）、この数字を信頼するならば、約四割の人々が核のあるままで核戦争を防げると考えているという点において、先に示した日本の世論の動向に呼応するものがあると言つてよいように思われる。

つまり、核抑止力論は、その非論理性にもかかわらず、いわば全世界的に、第二次大戦の体験から遠ざかるにつれ、のど元過ぎれば熱さを忘れる習いで、のど元の熱さに端を発した核廃絶論が弱まつた分だけ、その力を強め、広く人々の心に浸透するようになつてゐるのであって、もし核廃絶論者たちが言うように、核抑止戦略が核戦争の危険を増大させるのであるとするならば、誠に恐るべき状況に立ち至つうとしていると言わなければならぬ。

なぜこのようなことになったのであろうか。

核廃絶論が論理的には正しいにもかかわらず、世界的にはもちろん、一国内的にも圧倒的世論となりえない（どころか、以上述べたようにむしろ退潮傾向にあるとさえ見える）のは、ひとつには、その正しさを実現するための具体的方策を欠いているためである。核抑止力論が絶えず、核実験の成功や、核兵器の配備状況の問題として、或いは次々に発生する局地戦争における核使用の可能性の問題としてというように、具体的な政治課題の形で人々の関心を引き、その結果、ともかく核戦争けおきていないという、核抑止力の現実的有効性が強い説得力をもって人々の心を動かすのに対して、核廃絶論には、人々を納得させるだけの実効を持つ、核廃絶一平和の実現への具体的手順が、いまだかつて示されたことが無いという事実を、私たちは直視する必要がある。核廃絶論は、国連におけるN G Oが推進力となった核軍縮についての特別総会が開かれたというようなことはあったとしても、全体として、厳しい言い方をするならば、実践的には、「ノー・モア・ヒロシマズ」「被爆体験の継承」「ノー・モア・ヒバクシャ」「ヒロシマを世界に！」等々の、実は内容の必ずしも明確でないスローガンを並べるだけのスローガン主義、或いは、毎年八月六日と九日を中心に広島・長崎で開催される世界大会その他の行事をただ反復するだけの年中行事主義に墮していたのであって、このままであったならば、政党系列化によるエネルギーの分散消耗ということがなくても、運動自体として活力を失わざるを得ない弱さを次第に露呈しつつあると言わざるを得ないように私には思われる。

それに対して核抑止力論は、原水禁運動の側から上に触れた論理的矛盾を衝かれて、単純に欺瞞の理論として否定され、或いは無視されながら、現実的には、前述したようにむしろ着々と支持を拡げて有力になってきていると言わなければならないのであって、そこには、核廃絶論が右のようにして衰弱してゆくことで漁夫の利を占めているのだとだけ言ってすませるわけにはいかない問題があることに、私たちは注意しなければならない。

それはまず第一に、核抑止力が、当初のアメリカによる核独占状態から、米ソの核開発競争状態に移る過程において、その時期その時期の国際政治状況に連動しながら、一方的抑止から相互抑止による戦争防止へと徐々にその意味を変え、

最初一方が持つことによって他方に戦争の意欲を失わせようとするだけであったものが、双方が対等に持つことによって、もし使用されば共滅以外にないという意味で、相手の側ばかりでなく、こちら側の戦争意欲をも抑制する力として働くことになって、攻撃とか防御とかという一方向的な戦争ばかりでなく戦争そのものを全体として抑止する力として、従来のいわゆる通常兵器による抑止力よりも、一段と高度の抑止力だと認識されるようになったということである。

更に第二に、右のことと重なる部分があるが、軍事力が、論理的には矛盾をはらみながら、必要悪として、戦争を防止するために必要であるという、旧来の抑止力の考え方方が依然として通用せざるをえない状況が、二十世紀後半に入ってもなお存在しているという事情がある。つまり人間性が百パーセント信頼できるものになり得ない限り、現実に信頼できぬ敵がいつ攻撃してくるかもしれぬという状態²⁾は続いており、そのような状況においては、丸腰でいるわけにはいかず、たとえ軍事力がむしろ平和を破壊する可能性を持つと言われようとも、背に腹は代えられずそれに頼らざるを得ないという考え方方が生きのびているのであって、そこに核兵器という、通常兵器を遙かに凌駕する武器が出現して、その圧倒的な威力が、それだけ信頼度の高い抑止力として認められるようになったと言えなくはないのである。現実政治の世界はもともと毒を以て毒を制する世界であって、絶対的善というものはありえず、必要悪という相対的善によって悪を克服する以外に方法がないとするならば、その毒を制するための毒はむしろ強力であればあるほど有効なのであって、人類を絶滅しうるほどの毒であるならば、それは殆んど絶対的善に近いほどに信頼してよろしいというわけである。

このように考えてくると、例えば、核廃絶論的な考え方につながる日本国憲法第九条や、それに立脚する非核三原則の考え方方は、それがいかに論理的に正しいように見えても、それをもし文字通りに実行するならば、極東における米ソの核バランスを著しく崩して、一方向的な核戦争を誘発しかねない状況を生み出し、むしろ決定的に平和を破壊することになる恐れが多分にあるのであって、それを防ぐためには、そのような非現実的な建て前的平和主義を廃し、憲法第九条を改正して核武装すべきだという、現在も右翼的な立場で主張されている議論が、今後状況の進展如何によっては現実的により大きな説得力を持つことになりかねな

いのである。

もちろん、だからと言って、現在の核状況においては、たとえ核の抑止力が当事者たちの理性的判断力によって有効にコントロールされ続けるとしても（実はこれも人間性が百パーセント信頼できぬとすればどこまで信頼できるか分からぬのが）、いつ何時偶発的事故によって全面戦争状態に立ち至るか分からないという不安は、核抑止力論の論理だけでは解消のしようがなく、現に原子力潜水艦の火災や核衛星の地上落下など、核兵器にかかる事故があいつぎ、更に、核の平和利用における、スリー・マイルズや切尔ノブイリの原子力発電所の事故も、もう一歩あやまれば核戦争状態と変わらぬ悲惨を招きかねないことを私たちにまざまざと見せてくれている³⁾のであって、人類の未来を核抑止力論のみにゆだねるわけにいかないことは、核廃絶論が主張する通りなのである。

問題は、そうであるにもかかわらず（核廃絶論の側から言うならば、それで核抑止力論の主張は全面的に崩壊するはずであるにもかかわらず）、核抑止力論が力を失わず、むしろこれまで述べてきたように力を大きくしてきているのはなぜか、ということである。つまり、現実に力を持っている核抑止力論には、従来の核廃絶論からは批判しきれない側面があって、そのために、論理的には優越していると信じられている核廃絶論からする批判が、核抑止力論に対して殆ど無効力であったということがあるのでないかと考えられるのであって、もしそうだとするとならば、核抑止力論を克服するためには、従来の核廃絶論の盲点に入っている核抑止力論の急所を押さえることが、何よりの急務なのではないかと私は考える所以である。

それは、核抑止力論の側においても、必ずしも明確に意識されていない、核抑止力論の現実的側面を裏から支える理念的側面、とでも言うべきものであって、それは、第二次大戦末期から戦後四十年余りの歴史の中で、次のようにして隠微な形で熟成してきたものなのである。

3

その歴史的成立過程については、別のところでかなり詳しく述べたので、ここではまずその概略を説明した上で議論を先に進めることにしたい。⁴⁾

それは、第二次大戦のなかば過ぎ、正確に言えば、1943年一月に行われた連合国のかサブランカ会議の際に、アメリカのルーズベルト大統領が、戦争処理について、南北戦争におけるグラント将軍の故事⁵⁾になぞらえて、枢軸国側に「無条件降伏」を要求するという政策を提案したことに淵源する。その後、ルーズベルトを中心に、イギリスのチャーチル、ソ連のスターリンという連合国側の三首脳が数度にわたる協議を重ねた末、そのルーズベルト提案は連合国側の政策として決定され、早く崩壊したイタリーは別として、ドイツ及び日本に対して採用されることになるのであるが、そこで私が注目したいと思うのは、それが最も典型的な形で適用されることになった日本に対する場合の論理なのである。連合国は彼らの掲げた自由と民主主義とを守るという大義名分に立って、それを戦後の日本に与えることを前提に、日本に対して無条件降伏を求めたのだが、その際に、それを速やかに実現するための手段として、ルーズベルトの頭の中に、当時ようやく使用可能となっていた原子爆弾の威力を最大限に利用することが考えられていたことに注意する必要がある。もちろん、そのような考え方は、何も特別なことではなく、むしろ単純な戦術上の問題に過ぎないと見えるが、問題はその際にその原子爆弾に与えられた意味づけであって、今から考えると、そこに、大げさに言うならば、戦後今日に至るまでの世界政治のあり方を決定することになった重大な過誤があったと私には思われる所以である。

そもそも戦争においては、自らの側に正当性があるということを根拠に暴力の行使が許容されるのだが、その際の暴力は、いかに行使する側に正当性があろうとも、例えば1907年のハーグ陸戦条約などが規定するように、無限定のものではありえないはずなのである。戦争も人間の行為である以上、人間の行為として最低限の道義性が守られなければならないのであって、ハーグ陸戦条約などで、ダムダム弾や毒ガス兵器など過度の殺傷力と残虐性を持つ武器が禁じられているのはその故なのであるが、そのダムダム弾や毒ガスなどとは比較にならぬ巨大な殺傷力と残虐性とを持った原子爆弾について、この場合に、それが戦争の手段として許されるべきであるかどうかの問題が、なぜか不間に付されたまま、それ以後も、少なくとも国家レベルでは全く問題にされないことになってしまったのである。⁶⁾

なぜそのようなことになったかは、表層的に見るならば、国際政治における力関係において、原子爆弾を使用したのが戦いに勝った連合軍の盟主アメリカであったことが、爾余の国に批判を許さなかったというだけのことだと言ってよいであろう（例えは日本が先に使用して、しかも戦いに敗れた場合にどうなったであろうかを想像してみていただきたい）が、その根底に、ルーズベルトが代表するアメリカの、自由と民主主義という絶対的正義を一刻も早く実現するために用いられる原子爆弾を、その用いられる目的の故に、単なる手段ではなく、その崇高な目的と一体のものだと信ずる、殆んど宗教的というに近い信念があったことを私たちは見ておかなければならぬのである。ルーズベルトの歿後そのあとをついだトルーマン大統領においては、たとえ原子爆弾が残虐だとしても、それをあの時に使用することによって、日米の数十万の若者の生命を救ったことがその使用を正当化するという言い方に矮小化されたけれども、原子爆弾によって、果てしないと思われた戦争が終結され、敗戦国に自由と民主主義とがもたらされたことが、アメリカ人の正義感を十二分に満足させたことはまぎれもない事実であって、原子爆弾の残虐性の論議はその影におおいかくされることになったのである。

そしてそのような考え方は、戦後、アメリカにとどまらず、あいついで核兵器を開発したソ連、イギリス、フランス、中国等の諸国が、例えは殺傷力の大きい生物化学兵器などの開発については、批判を受けることを恐れて全く秘密にしているのに、これだけは自国の威信を高めるものとして、むしろそのことを誇示しているようにさえ見えることにもうかがわれるよう、アメリカ以外の核保有国にまで広がっており、核兵器の残虐性や非人道性を言うことは、少なくとも国家レベルにおいては完全にタブーになっているとさえ言ってよいのである。

つまり、原子爆弾は、第二次大戦において戦争を終結するいわばデウス・エクス・マキーナとして登場したばかりでなく、その後もその巨大な威力の故に、戦争を抑止する決定的な力として、無意識のうちに神聖視されるようになって、従来の通常兵器が持った戦争抑止力とは全く異なる意味をもつに至ったのである。

このような核のいわば聖化現象とでもいべきものが、先に述べた核抑止力論の現実的有効性をいわば理念的に背後から支えて、核抑止力論を強化し、その優

勢の情勢を作り出すのにあずかって力があったと言ってよいのであって、核抑止力論批判は、そこまで届く批判をしない限り、克服の手掛りはつかめないのではないかと私は考えるのである。

そこで、その批判の手掛りを得るために、以上述べてきたことをもうひと廻り大きな視野の中に置き直して、その意味するところを考えてみることにしたい。つまり、核抑止力論がただ単に戦争を防ぐための戦略というにとどまらない、現代における政治の全体、更にはそれにかかる人間の思想の問題とでも言うべき背景を持っていることに注目したいと思うのであって、そのためにはまず、第二次大戦がどういう意味を持つ戦争であったかということから考えなおしてみなければならぬ。

4

現在の時点から考えて、第二次大戦という戦争は、第一次大戦を含めて、それ以前の戦争とは全く異なる意味を持つ戦争だったと言えるのではないであろうか。もちろん、多くの要因が複雑にからみあったこの戦争のすべての面についてここで検討する余裕はないが、この戦争の中心となり、その力によって戦争の終結を導き出したアメリカを軸として第二次大戦を見る時に、この戦争は、単にアメリカの主觀においてのみ正しい戦争であったばかりでなく、戦争中に戦争に直接利害を持たない国を含めて世界中の殆んどすべての国がアメリカの側に立ったことによって客観的にも正しい戦争であると認知され、戦後においてもその認識の上に立って戦後処理が行われることになったという点で、従来の戦争とは根本的に異なる性格を持っていたと言つてよいように私は思うのである。

戦争は当事者にとっては常に正しい戦争であるが、多くの場合、その主張は主觀的な自己正当化に過ぎず、戦争の終わったあと、敗者は勝者の主張する正当性をただ力によって承認させられるだけであつて、それを客観的な正当性として認めたことは、従来の戦争においてはまずないことであった。敗北がやがてその復讐のための戦争を呼び起こすことになるという歴史は、洋の東西を問わず、果てしなもなくと言ってよいほどに繰り返されてきた。ヨーロッパにおける第一次大戦から第二次大戦に至る経過もそうであったことは私たちの記憶にまだ新しいところ

ろであるが、第二次大戦後は、少なくとも国家レベルで見る限り、様相が大きく変わってきた。戦いに敗れたドイツ、イタリー、日本は、アメリカが押しつけてきた戦後体制を驚くべきほどに従順に受け入れ、アメリカ主導で作られた戦後秩序の中に進んで組み入れられて、アメリカの正当性を否定し敗北の復讐をしようとする動きを（少なくとも国家レベルでは）全く示すことがなかった。

それは、具体的には、アメリカを中心とする戦争中の連合軍の名称であった United Nations という言葉がそのまま戦後の国際秩序を支える国際組織の名称として引き継がれ（日本語では「連合国」「国際連合」と別の訳語を用いるのでその点があいまい化されているが）、そこに敗戦国も次々に加盟していったこと、またその United Nations の精神に基づいて、戦争直後、ニュルンベルグと東京とで、「文明」の名において敗戦国の戦争指導者たちを戦争犯人として裁いて処刑したことが、敗戦国側においても、理論的には問題を残しながら、政治的には合法として認められていることに端的に見られるのであって、私たちはそこに、第一次大戦以前にはなかった新しい事態があることをみとめないではいられないのではないかと私は思うのである。

そのような事態は、先にも見たように、要するに国際政治における力関係の所産、つまり、戦争中から戦後にかけてアメリカが国際政治において持った強大な政治力による以外ではないと考えて、一応間違いではないであろう。しかしそれが単なる力であったとしたならば、戦争直後に設定された国際秩序のシステムが、敵味方を問わず戦争の当事者のすべてに支持されて、四十年以上にもわたって基本的には変更なしに持続されたとは考えられない（第一次大戦後の国際連盟の辿った運命を想起していただきたい）のであって、そこに単なる力以上のものが働いていたと私たちは考えないわけにはいかないのである。

戦後におけるアメリカの力の実体とはいっていい何であったかを考える時に、誰しもが当然のことのように思い浮かべるのは原子爆弾であるが、従来のいかなる兵器とも比較にならない程の殺傷破壊力を持ったこの兵器をまず独占したこと、そしてソ連その他の国がそれを開発して以後も、絶えずその質と量とにおいて優位を保ってきたことが、アメリカの国際政治における優位を保証してきたことを私たちは否定することができない。しかしそれは、いかに強力な破壊力であるに

しても、所詮は単なる物理的力でしかないことには変わりないのであって、その力によるだけの制圧が人間の心を支配し、四十年以上にわたるパクス・アメリカーナを持続させたとは考えることが難しいのではあるまいか。それが人間の心を支配したのは、先に核抑止力論について述べたように、原子爆弾が最初に用いられた時にその使用を正当化した、自由と民主主義のためという大義名分がその背景にあったからに外ならないのである。

しかしそれにしても、自由と民主主義という理念が、それを実現するために用いられた原子爆弾を聖なるものたらしめ、戦後において理念的に核抑止力を支える後ろ盾となって、戦後のアメリカ主導による国際秩序を持続させる原動力たりえたのは、いったいなぜなのであろうか。自己の戦争を正当化するために掲げた単なるスローガンであれば、それは、日本が掲げた八紘一宇、大東亜共栄圏、東亜新秩序等々のスローガンと同じく、戦争の現実と明らかなギャップを生み出して、理念としての説得力をいつかは失わなければならなかつたであろうが、それがそうならなかつたのには、やはりそれなりの理由があったと言わなければならぬ。つまりそれは、単なるスローガン的理念ではなく、古代の専制君主制からはじまり、古代ギリシャの民主制や、中世から近代にかけての様々な政体を経て、政治が一部特権階級の独占物であった状況から次第に開放されて、今や国家の構成員のすべてにまで開かれようとしているという、政治の歴史の全体を背に負って現実に到達されようとしている、民衆のすべてに開かれた民主主義をさすものであつて、それは、これ以上開放しようのない極限まで解き放たれた政体制であるという意味で、人類が到達した恐らく窮屈的と言ってよい政治理念であり、もしその実現に失敗したならば、人類は恐らくそれに代わるものを見出すことのできないような極限的理念だったのである。ルーズベルトが、どのような手段を用いてでも、一刻も早く実現することを願ったものは、そのようなものとしての民主主義だったのであり、だからこそそれは単にルーズベルトの、また彼が代表するアメリカの主観的な信念であるにとどまらず、戦後の世界秩序を基礎づけるべき正しい理念として、客観的に認められることになったのである。

つまり、人類の生み出した最終兵器だと言われる核兵器は、そのような、政治の理念として最終的と言ってよい理念に裏づけられることによって、それを実現

するための聖なる兵器とされたのであって、先に述べた核抑止力論はこのようなコンテクストにおいて、核廃絶論の抽象的理論を圧倒する説得力を獲得していることを私たちは認識しなければならないのである。

さてそれならば、核抑止力論は、偶発戦争による人類の滅亡の危険を敢えて質にしてでも、それに賭けるしかない、それ以外には人類の未来に平和をもたらす方法のありえない、人類存続のための最終戦略だと言わなければならぬのであらうか。

その問いに答えるために、ここで私たちは、先に、日本に対して原子爆弾が最初に用いられた時、その意味づけについて、大げさに言うならば、戦後今日に至るまでの世界政治のあり方を決定することになった重大な過誤があったと言ったその過誤とは何であったのかを、もう一度考えなおしてみなければならない。

5

その場合に私が過誤だったと言ったのは、直接的には、戦争目的の正当性の故に、その目的を達するために用いられた原子爆弾をそれと一体化することによって、原子爆弾の持っている、戦争の手段としては明らかに過度と言わなければならぬ殺傷力、残虐性を免罪し、戦後における核抑止力論への路を開いたことであるが、それは、そこまでのこととして見るならば、まだ現実政治の世界における必要悪の論理として、その、目的の正当性を手段の正当性と混同した論理的過誤を承知の上でむしろその現実的効用を評価しておけばすむことであったかもしれない。私が、戦後今日に至るまでの世界政治のあり方を決定することになった重大な過誤と言ったのは、それだけのことではなく、そのようにして戦後世界においていわば公認されることになった核抑止力論を包みこんだ、戦後の世界における政治の論理全体にかかわってのことである。

以上述べたことを単純化して図式的に表すならば、本来はその一つ一つの項が独自の概念であるはずの、アメリカという国家、民主主義の理念、原子爆弾という武器、という三者が混然と融合して、民主主義の理念を中心とする「アメリカ一民主主義一原子爆弾」という三位一体が成立し、そこで原子爆弾が民主主義の理念と一体化されることによって聖化され、その残虐性をタブー化されたという

ことであるが、それを逆に見るならば、民主主義の理念が原子爆弾の力と等置されることによって、残虐性を潜在させた力によって民主主義を他者に押しつけることが正当なこととして公認されたということでもあったのである。事実、原子爆弾を広島と長崎に落として日本を無条件降伏させてアメリカが日本に対して行ったことはそういうことであったのだが、その時に、本来はルーズベルトが信じたように絶対的正義であったはずの民主主義が、根本的に変質させられていることに誰も気がつかなかった（或いは気がついても気がつかぬふりをし通した）という、論理的に言って殆んど考えられないようなことが世界的規模で起こっていたのである。私が、世界政治のあり方を決定する重大な過誤と言ったのは、窮極的にはそのことに関わるのであって、その時、原理的に言って、民衆が自分の力で獲得すべき民主主義が、力によって上から押しつけられる⁷⁾（与えられると言いかえてても本質は同じことである）強権民主主義とでも言うべき、実質的には民主主義とは全く似て非なるものに転化していたのである。

別のところで私は、『アメリカの影』という本の中で加藤典洋氏が用いた言葉にならって、そのような民主主義を、原爆によって強制された民主主義という意味で、原爆民主主義⁸⁾と呼んだのだが、日本とアメリカを中心に戦後における民主主義をそのようなものとして把え直してみると、核抑止力論ばかりでなく、多くの政治的事象の意味が、あたかも明快な絵解きを見るように解けてくるような気が私にはするのである。

例えば戦後アメリカが、朝鮮戦争からはじまって、ベトナム戦争、更には中南米の内戦に、国際的にもかなりの抵抗がある中を、なぜあれほどにまで強硬な武力介入をし続けて来たのかも、単にアメリカの政治的経済的利益を守るというだけでなく（むしろアメリカの不利益にしかならぬと思われるようなケースさえあった）、それらの、アメリカの立場から見れば、民主主義をいまだに持ちえないでいる国々に、そうして民主主義を与えることが、単に自国の国益というようなレベルを超えた国家的使命として意識されていたからだと考えれば極めて分かりやすいし、結果的にそれが、多くの場合、それぞれの国におけるむしろ実質的には独裁的な非民主的権力を支えることになるのを意に介さないでいることも、それら政権が、少なくとも表面的には民主主義を標榜して、それを上から民衆に

教えようとしていると主張している以上、それはアメリカがやろうとしていることを代行してくれようとしていることなのであり、アメリカはむしろそれをバックアップしなければならなかったのであって、反動化したなどとは意識されようがなかったのである。⁹⁾

また、そのようにして民主主義をアメリカによって与えられた日本の戦後政治において、民主主義が単なる数の力だけに依存する多数決主義に単純化されて、正義は多数に支持されるはずであり、それならば多数を持つことは即ち正義だとして、多数を背にした強行採決を正当化し、また手取り早く金の力で多数を作ればよいとする金権政治の考え方を横行させて、それで民主的な政治が行われていると考えるような惨憺たる政治状況を生み出すことになったのも、それが「原爆民主主義」でしかなかったからだと言わなければならぬのである。このようにして、原爆民主主義という形で与えられた日本の戦後民主主義は、実質的には「力は正義なり」とする権力主義に過ぎぬものを、民主主義という名目でおおうことによって、それが「正義は力なり」という理念と同じものであるかのように錯覚することの上に戦後の歴史を築いて来たというべきなのであって、今政治の世界でまかり通ろうとしている、防衛費拡大への歯止めとして設定されたG N Pの1パーセント枠を超えてでも必要な（と称して要求される）防衛力増強は当然だとする政府与党の考え方も、専守防衛だと自称すれば、その実質を問わずその武力は正当だとする、まるで戦前の軍部の口移しのような保守党タカ派議員たちの主張も、すべて同じ根から出ていると言わなければならないのである。¹⁰⁾

ところで、ここまでとのところ、話がアメリカと日本の民主主義（その保守派）の問題に偏ってしまったが、以上の議論は、例えば「アメリカ—民主主義—原子爆弾」という三位一体図式の、アメリカをソ連に、民主主義を共産主義（或いは社会主義）に置き換えて、原爆民主主義に対応する原爆共産主義（社会主義）とでもいうべきもの¹¹⁾を想定してみると、ソ連を中心とする社会主義諸国や日本国内における左翼陣営の政治行動様式も、「正義（共産主義乃至は社会主義）は力なり」を逆転させた「力は正義なり」という強権共産主義（社会主義）であるという点で、上に述べたアメリカや日本の場合と同じ構造を持っていることが浮かび上がってくるはずである。もはやここで詳しい分析をしている余裕はない

が、ソ連のチェコスロvakiaやポーランドその他の東欧諸国、更にはアフガニスタンへの軍事力をもつてする介入は、アメリカの朝鮮戦争やベトナム戦争への介入と、その論理において相似形をなしており、日本の国内政治における左翼政党内部での主導権争いや、平和運動の分野における政党系列化による分裂抗争などは、保守政党の行動様式と、一見形が違ひながら、本質においては、左右対象の図柄をなしていると言つてよいのである。

そして、問題をここまで拡大してくると、政治とは結局いつの時代においても、醜悪な権力闘争を、宗教的権威や道義的正当性などの名分で飾ることによって成立する擬制だという、言い古された真理が、二十世紀の現代においても通用しているだけのことだということに、議論が帰着してしまうかもしれない。そしてそれは事実その通りなのかもしれないあって、実体は権力主義に過ぎない原爆民主主義（共産主義）と表面に掲げられた理想的民主主義（共産主義）との関係は、例えば日本の戦前における天皇機関説と天皇制絶対主義との関係に似た一種の二重構造をなしているのであって、それが政治的に有効に機能していればそれでいいではないか、という議論も、議論としてはなり立つのかもしれない。

しかし問題は、すべての人に開かれた民主主義（乃至は共産主義）という一つの窮屈的政治理念にまで到達して、もはや民衆を欺瞞するための擬制を必要としないはずの、否むしろ擬制を許容してはならぬはずの段階¹²⁾において、あたかもその窮屈的政治理念が実現されているかのように見せかけて、政治の主体であるはずの国民（乃至は人民）を瞞すということは、やはりあってはならないことなのではないであろうか。ましてそのような擬制のもとに核抑止力論に欺かれて、安樂死ならぬ人類絶滅へと誘導されることを、たとえそれが可能性の問題であるとしても、そのままにしておいてよいわけはないのである。

つまり、窮屈的平和を実現するために、今私たちがしなければならないことは、平和のための戦術という次元で核廃絶論の立場に立って核抑止力論と対決するというようなことではなく、核廃絶か核抑止かというような対立を包みこんで私たちのまわりにある原爆民主主義的状況全体を乗り越える論理を持つことなのである。その意味で、核廃絶＝原水爆禁止、反核の運動も、ただ単に核戦争を防ぐという防御的な姿勢での平和運動であるにとどまらず、今私たちから奪われている

眞の意味での民主主義を取り戻し確立する、能動的で創造的な運動とならなければならぬと私は考へるのである。それは恐らく、無限の、といつてよい障害を越えてゆかねばならない困難な道であろう¹³⁾が、しかし、核によって、更には核を許容する思想によって、人類が絶滅することを肯んずるのではないならば、私たちは、いかに困難であるとしてもその困難な道を進んでゆく以外に進むべき道を持たないと言わなければならないのであるまい。

注

- 1) この言い方は、一見核兵器の恐ろしさを効果的に語って核の廃絶を促すように見えるが、必ずしもそのように受け取られるとは限らない。通常兵器でも、蓄積されている総量で言えば、地球上の人類を何回かみな殺しにできるかもしれないのであって、単に量的に言うならば、核兵器と通常兵器との違いは、程度の差に過ぎないのである。この考え方方に従えば、たくさんの人を殺す力をもっていることは、むしろ抑止力としての効果が大であることを示すだけであり、それを廃棄すべきだということにはならない。核廃絶論に立つ批判はその点を見落としており、核が廃絶されるべきであるのは、それが単に強力な兵器であるからではなくて、根本的に人間性に反するものだからだということを私達は忘れてはならない。核抑止論が批判さるべきなのは、その点をタブー化し隠蔽しているからである。
- 2) 日本国憲法前文の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」という文言が現実とずれているわけで、改憲論の一つの論拠になっている。しかし「信頼」するかしないかは、現実がどうであるかよりも、私たちの主体的意思にかかわるのであって、「信頼しない」という立場に立つことが、世界政治の問題において何も解決してくれず、むしろ戦争を呼び寄せて平和を脅かすのみであることを考えれば、一旦思い決めた「信頼」しようとする意思を、私たちは軽々しく放棄すべきではない。まず自らが信頼される国民たるべく努力し、それを通して人類のすべてが国家の壁を超えて信頼し合えるような状況を作り出すことに力を注ぐべきではないかと私は考へる。
- 3) ここに原子力の平和利用の問題を出したのは、平和利用という考え方自体が、原子爆弾の非人間性を免罪することに、結果的に大きく貢献していると考えられるからである。原子力発電が各国の国策的事業としてこれだけ大々的に推進されたことは、原子力は決して「悪」ではないということの強力なキャンペーンの役割を果たしたと言ってよいのではないか。
- 4) 抽論「原爆民主主義を超えるために」（初瀬龍平編『内なる国際化』1985年11月、三嶺書房刊、所収）参照。
- 5) 南北戦争終結に際して、降伏の条件を申し入れた南軍のリー将軍に対して、北軍のグ

ラント将軍は「私の公正さに信頼せよ」と言って無条件降伏を求め、戦後その約束を守って、南軍に対して「公正」な処置をしたという。グラント将軍の言う「私の公正さ」が、ルーズベルトにおける「自由と民主主義」への信頼にあたるわけである。

- 6) アメリカが二発目の原子爆弾を長崎に投下した翌日、日本政府は公式に次のような対米抗議を行っている。

「本月六日米国航空機は広島市の市街地区に対し新型爆弾を投下し、瞬時にて多数の市民を殺傷し同市の大半を壊滅せしめたり。広島市は何ら特殊の軍事的防備乃至施設を施しおらざる普通の一地方都市にして同市全体として一つの軍事目標たるの性質を有するものに非ず。本件爆弾に関する声明において米国大統領トルーマンはわれらは船渠工場及び交通施設を破壊すべしと言いおるも、本件爆弾は落下傘を付して投下せられ空中において炸裂し極めて広き範囲に破壊的効力を及ぼすものなるを以て、これによる攻撃の効果を右の如き特定目標に限定することは技術的に全然不可能なこと明瞭にして、右の如き本件爆弾の性能については米国側においてもすでに承知しておるところなり。また、実際の被害状況に徴するも被害地域は、広範囲にわたり右地域内にあるものは交戦者・非交戦者の別なく、また男女老幼を問わず、すべて爆風及び輻射熱により無差別に殺傷せられ、その被害範囲の一般的にして、かつ甚大なるのみならず、個々の殺傷状況によりみるとも未だ見ざる殘虐なるものと言うべきなり。抑々交戦者は害敵手段の選択につき無制限の権利を有するものに非ざること及び不必要の苦痛を与うべき兵器、投射物其他の物質を使用すべからざることは戦時国際法の根本原則にして、それぞれ陸戦の法規慣例に関する条約付属書、陸戦の法規慣例に関する規則第二二条、及び第二三条(ホ)号に明定せらるるところなり。米国政府は今次世界の戦乱勃発以来再三にわたり毒ガス乃至その他の非人道的戦争方法の使用は文明社会の輿論により不法とせられおれりとし、相手国側において、まずこれを使用せざる限り、これを使用することなかるべき旨声明したるが、米国が今回使用したる本件爆弾は、その性能の無差別かつ残虐性において、従来かかる性能を有するが故に使用を禁止せられおる毒ガスその他の兵器を遙かに凌駕しあれり。米国は国際法及び人道の根本原則を無視して、すでに広範囲にわたり帝国の都市に対して無差別爆撃を実施し來り多数の老幼婦女子を殺傷し神社仏閣学校病院一般民家などを倒壊又は焼失せしめたり。而して今や新奇にしてかつ従来のいかなる兵器投射物に比し得ざる無差別性残虐性を有する本件爆弾を使用せるは人類文化に対する新たな罪状なり。帝国政府は自らの名においてかつまた全人類及び文明の名において米国政府を糾弾すると共に即時かかる非人道的兵器の使用を放棄すべきことを厳重に要求す。」

これは、現在読んでみても極めて正当な要求であって（もちろん日本軍の多くの残虐行為の問題が別個に存在することを忘れてはならないが）、戦後この声明に基づいて原子爆弾禁止の国際条約が提案されてもおかしくないようなものだったと言ってよい。しかし、これに対して、その後すぐに戦争が終わったというようなこともあって、アメリカ

は公式な反応は全く示さず、戦後国連で国際条約が提案されるというようなこともなかった。それどころか、後に日本政府は、原爆被害に関して、原爆投下を国際法違反だとするいわゆる「原爆判決」を引き出した、五名の被爆者による原爆災害の損害賠償請求の裁判（1963年）において、次のような弁明書を提出して、右の抗議を事実上取り下げてしまっている。

「これ（戦時中の日本政府の抗議）は当時交戦国として新型爆弾の使用が国際法の原則及び人道の根本原則に反するものであることを主張したのであって、交戦国という立場をはなれて客観的に見るならば、必ずしもそう断定することはできない。」

そしてそれ以後、このような意味での原子爆弾の問題は、国家レベルでは一度も取り上げられたことがない。

7) 改憲論で屢々言われる「おしつけ憲法」論は、ここで言うアメリカの日本に対する民主主義のおしつけと重なる部分がなくはないが、彼らが自前で作るという憲法の内容を見ると、ここで私が言う意味とは全く違うと言わざるをえない。ここで詳細に論じている暇はないが、自民党タカ派の人たちの言い分、例えば第九条改正の主張などを見ると、これは、敗戦の屈辱をはらそうとする怨念のゆがんだ表現であって、先に触れた敗戦からその復讐へという従来の戦争についての考え方のねじくれた一変種でしかないことが分かる。少なくともそこには民主主義を根本から焼き直そうとする意欲はかけらほども見当たらないのであって、これを私が行おうとしている原爆民主主義批判と混同するわけにはいかない。

8) 加藤典洋『アメリカの影』（1985年、河出書房新社刊）293—294ページ参照。

9) アメリカの民主主義がすべてこのような強権民主主義に転化してしまったわけではない。ウォーター・ゲート事件のように、国民レベルにおける民主的な要求が、民主主義の足を踏みすべらせた大統領をその職から追うような力がまだアメリカには存在している。その点で、以下に述べる日本の場合よりも救いがあると言えるのではないか。

10)もちろん、日本の保守政治家がすべてこのような原爆民主主義の使徒であったわけではない。ここでいちいち固有名詞を上げることはさしひかえるが、何人かの真の民主主義者といえる人々がかつていたし、現在もいるに違いないが、大きな流れの中でそれらの人々の努力が必ずしも報いられていないことを残念に思わないではないられない。

11) 原爆共産主義という考え方立ってみると、例えば1963年の日本原水協分裂の際に、「いかなる国の核にも反対」という徹底した核廃絶論に対して、共産党系統の人々が「ソ連の核は米国に核に対する防衛的なもの」として許容しようとしたのは、アメリカが自らの原爆を民主主義のためとして聖別した考え方と同じだということがよく分かる。

12) 民主化がいかに徹底されるとしても、政治は政治である限り擬制たることを免れないという考え方もあるであろう。筆者もそうであるかもしれぬと考える。しかしたとえそうであるとしても、政治が人間化されてゆくに従って、擬制である側面はできる限り抑制され、最小限度にとどめられねばならないし、許される擬制の質もいわば良質のもの

とされるように努力されなければならない。その意味で、以上批判してきた原爆民主主義の擬制は、悪質でありすぎると言わなければならぬであろう。

13) この困難な道とは具体的には何であるかを述べなければならないが、ここにはその余裕がないし、私自身もそれを述べるには準備不足であることを告白しなければならない。他日を期す以外にないが、大まかに見当をつけている方向についてだけ一言しておきたい。もちろん最終的には政治的運動に具体化されて現実を動かすところまでいかなければならないが、そのためには現にある政治の道筋は、本文に述べたような意味で、どれも無効としか私には考えられない。政治のレベルで人間の生活を外側から調整することをいくら工夫してみても、それだけでは問題は決して解決しないからである。(丁度何とか妥協して国際条約で核を廃棄することを約束しても、一旦作り方を知った人類は、戦争が起これば、勝つために必ず再び核兵器を作るに違いなく、問題が堂々廻りてしまうように)。真の解決の道は、広義の教育による人間の精神的改革以外にないと私は考えるのだが、それには、恐らく気が遠くなるほどの時間がかかるはずで、下手をすると核抑止論的な現実対応によって人類が滅亡に追いこまれてしまう方が早いのではないかと私は恐れる。しかしたとえ間にあわぬにしても、姑息な手段ではどうにもならぬ問題であるだけに、その遠い道をこつこつ歩いてゆく外に方法はないのではなかろうか。ひたすら、人類の滅亡よりも一步でも早く目的地に到達できることを祈りながら——。